わいせつ事案防止

１　必要性等

（１）わいせつ事故防止の必要性

わいせつ事案は、被害者の尊厳を傷付け非常に大きな肉体的・精神的苦痛を与える犯罪です。防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を失墜させるとともに、個人の人生を大きく狂わせてしまうため、なんとしてでも防止しなければなりません。

（２）過去に隊員が起こしたわいせつ事案

児童買春、児童ポルノ画像等の入手、痴漢、盗撮、のぞき、強制わいせつ等であり、若年者から幹部まで階級に関係なく発生していることを認識しなくてはいけません。

２　わいせつ事案の概要

（１）年少者に対するわいせつ事案

ア　児童買春

（ア）規制法令：児童買春及び児童ポルノ規制法

（イ）定義

児童（１８歳未満の者）に対し、現金等の対償を供与して、性交若しくは性交類似行為をすること、又は、性器・肛門等を触り、若しくは触らせる行為をいい、いわゆる「援助交際」がその典型例です。

（ウ）罰則

５年以下の懲役又は３００万円以下の罰金。

（エ）隊員が逮捕された経緯

警察の繁華街等での補導、児童からの相談、インターネット上の援助交際関連の掲示板等に対するサイバーパトロールにより、発覚し、逮捕されています。

イ　児童ポルノの所持、製造等

（ア）規制法令：児童買春及び児童ポルノ規制法

（イ）定義

児童ポルノとは、（１８歳未満の者）の性交又は性交類似行為をしている姿、性器等の性的な部位が露出されている姿等を、視覚により認識できる方法で描写したものをいいます。所持とは、自己の性的好奇心を満たす目的で所持することを指し、製造とはカメラ等で撮影し画像データを生成することを指します。

（ウ）処罰の対象

児童ポルノは所持しただけでも処罰の対象となります。また、児童ポルノについて、提供、公然と陳列、製造、運搬、輸出入等を行った場合も処罰の対象です。

（エ）罰則

自己が所持する行為では１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金、他者への提供、公然陳列、盗撮による製造等の場合には、５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金と、それぞれ重い刑罰が規定されています。

ウ　その他の青少年との性行為等

（ア）規制法令：各都道府県青少年保護育成条例

（イ）処罰の対象

条例を制定する都道府県により内容がやや異なりますが、青少年（１８歳未満の者）と、みだらな性交又は性交類似行為をする行為等が処罰の対象となります。なお、「みだらな性交」等という規定は、婚約者間やそれに準じる真摯な交際関係にある青少年との性交等を除く趣旨とされています。また、児童買春のように対償の供与がなくても処罰の対象です。

（ウ）罰則（東京都の場合）

２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金。

エ　１３歳未満の者との淫らな行為

（ア）　規制法令：刑法

（イ）　処罰の対象

１３歳未満の者との性交等又はわいせつ行為が対象であり、暴行又は脅迫がなく、被害者の同意があったとしても犯罪が成立します。

（ウ）　罰則

強制性交等罪は５年以上の懲役、強制わいせつ罪は６月以上１０年以下の懲役。

（２）被害者の年齢に関係のないわいせつ事案

ア　盗撮

（ア）規制法令：各都道府県迷惑防止条例

（イ）処罰の対象

公共の場所、乗り物や、住居等において、人の下着等を撮影する行為や、撮影目的でカメラを差し向けたり設置したりする行為等。

（ウ）罰則（東京都の場合）

撮影に至った場合は１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金、その他の場合は６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金。

イ　のぞき

（ア）規制法令：軽犯罪法

（イ）処罰の対象

正当な理由なく人の住居、浴場、更衣場、便所等をのぞき見る行為。

（ウ）罰則

拘留又は科料。

ウ　痴漢

（ア）規制法令：各都道府県迷惑防止条例

（イ）処罰の対象

公共の場所又は乗り物において、人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせる行為で、人の身体に触れる行為。

（ウ）罰則（東京都の条例の場合）

６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金。

エ　強制性交等、強制わいせつ

（ア）規制法令：刑法

（イ）処罰の対象

区分	対象	罰則
強制わいせつ	１３歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて、わいせつな行為又は性交等をした者 ※１３歳未満の場合は条件なし	６月以上１０年以下の懲役
強制性交等		５年以上の有期懲役
準強制わいせつ	心神喪失若しくは抗拒不能に乗じて、又は心神喪失若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為又は性交等をした者	６月以上１０年以下の懲役
準強制性交等		５年以上の有期懲役

※抗拒不能：身体的又は心理的に抵抗することが著しく困難な状態(手足の束縛、高度の恐怖等)。

オ　いわゆるリベンジポルノ

（ア）規制法令：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

（イ）処罰の対象

第３者が撮影対象者を特定できる方法で、インターネット回線等を通じて、性交や性的部位等が記録された画像データ等を不特定又は多数の者に提供する行為、公然と陳列する行為等。

元交際相手の写真をSNSに掲載する行為等が典型例です。

（ウ）罰則

３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金。

３　不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

（１）わいせつ行為による影響の再認識

ア　わいせつ行為は、被害者の尊厳を傷付け、その後の人生にも影響を及ぼす肉体的・精神的苦痛を与える犯罪です。しかも、隊員が本来守るべき国民を傷付けたとあっては、防衛省・自衛隊に対する信頼を著しく低下させるため、なんとしてでも防止する必要があります。

イ　わいせつ事案は、年齢・階級に関係なく起こされており、全隊員に対して防止するよう徹底することが必要です。

（２）わいせつ事案防止に係る教育

わいせつ行為が行われるのは、相手の尊厳を尊重する気持ちよりも自分の欲求が勝ってしまうからです。自分の欲求をうまく制御するためには、「身近な家族が同様の行為を受けたとしたらどう思うか」などと問いかけることにより、我が事としてよく考えさせる機会を設けることが必要です。

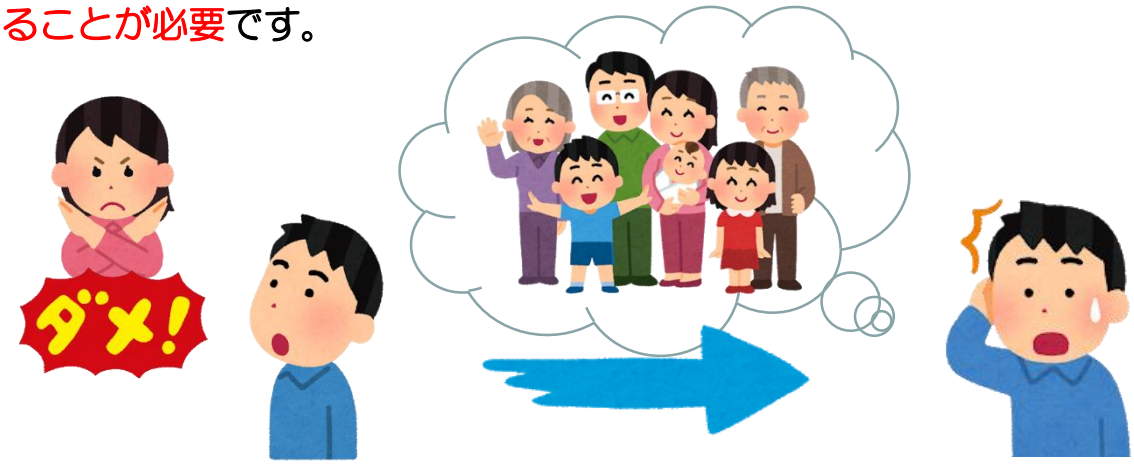

また、児童とのわいせつ事案の多くは、２０代から３０代の若年隊員により起こされています。児童と年齢が近く、抵抗感が低いかもしれませんが、仮に同意を得ていても、法令に抵触する行為であるということを繰り返し周知・徹底することが必要です。

性欲は自然な欲求ではあるものの、社会生活を送るうえでは適切に制御することが必要です。まして、国民を守る武器を預かる防衛省・自衛隊の隊員にあっては、より厳しく自己の欲求を律することが求められています。

国民からの信頼を失墜させないためにも、防衛省・自衛隊は組織として、わいせつ事案の防止に努めなければなりません。